

釧路市監査報告書

(令和4年10月から同年12月実施分)

釧路市監査委員

釧路監査報告第1号

令和5年2月14日

釧路市監査委員 田中敏也

釧路市監査委員 岩村史人

釧路市監査委員 宮田 団

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、令和4年度の定期監査及び財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

目 次

定期監査報告

1 監査の対象	1
2 監査の期間	1
3 監査の結果	1
(1) 総務部	1
(2) 総合政策部	2
(3) 財政部	2
(4) 市民環境部	2
(5) 阿寒町行政センター	3
(6) 音別町行政センター	3
(7) 福祉部	3
(8) こども保健部	4
(9) 産業振興部	4
(10) 水産港湾空港部	4

財政援助団体監査報告

1 監査の対象	5
2 監査の期間	5
3 監査の結果	5
(1) 有限会社阿寒観光ハイヤー	5
(2) 治水どんぐりの家保育園	5

出資団体監査報告

1 監査の対象	6
2 監査の期間	6
3 監査の結果	6
(1) 公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター	6

公の施設の指定管理者監査報告

1 監査の対象	7
2 監査の期間	7
3 監査の結果	7
(1) 社会福祉法人釧路市社会福祉協議会	7
(2) 一般財団法人釧路市スポーツ振興財団	7
(3) 職業訓練法人釧路地方職業能力開発協会	8

定期監査報告

1 監査の対象

(1) 総務部	契約管理課、情報システム課
(2) 総合政策部	市民協働推進課
(3) 財政部	市民税課、資産税課
(4) 市民環境部	戸籍住民課（鳥取支所担当、大楽毛支所担当）、市民生活課、環境保全課、環境事業課
(5) 阿寒町行政センター	阿寒湖温泉支所
(6) 音別町行政センター	市立釧路国民健康保険音別診療所
(7) 福祉部	障がい福祉課
(8) こども保健部	こども支援課、健康推進課、児童発達支援センター、国民健康保険課、医療年金課
(9) 産業振興部	商業労政課、産業推進室、観光振興室
(10) 水産港湾空港部	水産課、港湾空港課

2 監査の期間

(1) 総務部	令和4年10月4日から令和4年10月5日
(2) 総合政策部	令和4年10月6日
(3) 財政部	令和4年10月12日から令和4年10月13日
(4) 市民環境部	令和4年10月14日から令和4年11月1日
(5) 阿寒町行政センター	令和4年10月18日
(6) 音別町行政センター	令和4年10月19日
(7) 福祉部	令和4年11月2日
(8) こども保健部	令和4年11月8日から令和4年11月16日
(9) 産業振興部	令和4年11月17日から令和4年11月25日
(10) 水産港湾空港部	令和4年11月29日から令和4年11月30日

3 監査の結果

前記の課等を対象に、令和4年度の財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類の一部抽出により監査を行った結果は次の表のとおりであり、表の空欄部分は今回の監査の対象としなかった項目である。

(1) 総務部

重点項目(監査した書類等)	契約管理課	情報システム課
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)		適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正	
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正

(2) 総合政策部

重点項目(監査した書類等)	市民協働推進課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正

(3) 財政部

重点項目(監査した書類等)	市民税課	資産税課
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正	
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正
バス券及び郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正	

(4) 市民環境部

重点項目(監査した書類等)	戸籍住民課		市民生活課	環境保全課	環境事業課
	鳥取支所担当	大塚支所担当			
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)			適正	適正	適正
収入に関する事務について (手数料収納事務関係綴等)			適正	適正	適正
市税等の収納に関する事務について (収納日計表兼現金出納表綴等)	適正	適正			
契約事務について (契約関係綴等)			適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	適正	適正	
旅費の支給事務について (復命書綴等)			適正	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)			適正	適正	適正
備品の管理及び処分に関する事務について (備品台帳等)	適正	適正			
バス券及び郵券の執行に関する事務について (バス回数券受払簿等)	適正	適正			

(5) 阿寒町行政センター

重点項目(監査した書類等)	阿寒湖温泉支所
市税等の収納に関する事務について (現金引継書綴等)	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正
備品の管理及び処分に関する事務について (備品台帳等)	適正
バス券及び郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正

(6) 音別町行政センター

重点項目(監査した書類等)	市立釧路国民健康 保険音別診療所
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正
バス券及び郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正

(7) 福祉部

重点項目(監査した書類等)	障がい福祉課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正

(8) こども保健部

重点項目(監査した書類等)	こども支援課	健康推進課	児童発達支援センター	国民健康保険課	医療年金課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	適正	適正		
収入に関する事務について (調定伝票綴等)			適正	適正	
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	適正	適正	
旅費の支給事務について (復命書綴等)				適正	
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正	適正	適正	適正

(9) 産業振興部

重点項目(監査した書類等)	商業労政課		産業推進室	観光振興室
	一般会計	公設地方卸売市場事業会計		
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正		適正	適正
収入に関する事務について (調定簿等)		適正		
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)			適正	適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正		適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正	適正	適正

(10) 水産港湾空港部

重点項目(監査した書類等)	水産課	港湾空港課 (港湾整備事業会計)
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	
収入に関する事務について (収入原符簿等)		適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正

財政援助団体監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、令和3年度において釧路市が財政援助をした団体のうち、次の団体について、実施したものである。

団 体 名	代 表 者 名	補助金額 (千円)	所 管 部 課
有限会社 阿寒観光ハイヤー	取締役 松岡 篤寛	3,278	阿寒町行政センター 地域振興課
治水どんぐりの家保育園	園長 畠山 真美	13,992	こども保健部 こども育成課

2 監査の期間

令和4年10月24日 ～ 令和4年12月22日

3 監査の結果

上記財政援助団体において、市から交付された補助金はその目的にそって正しく使用されているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、当該財政援助団体に対する補助金の交付に係る事務処理が関係法令等に基づき適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 有限会社阿寒観光ハイヤー

市は、当該団体に対し令和3年度において釧路市乗合タクシー運行費補助事業（仁々志別線）に係る補助金3,278千円を交付している。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

なお、令和3年度の決算状況は、収入4,065千円、支出4,065千円で収支同額となっている。

(2) 治水どんぐりの家保育園

市は、当該団体に対し令和3年度において運営費補助金13,992千円を交付している。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

なお、令和3年度の決算状況は、収入113,356千円、支出111,281千円で収支差引2,076千円となっている。

出資団体監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、釧路市が出資をした団体のうち、次の団体の令和3年度分について、実施したものである。

団 体 名	代 表 者 名	出 資 額 (千円)	所 管 部 課
公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター	理事長 栗林 定正	20,000	産業振興部 産業推進室

2 監査の期間

令和4年10月24日 ～ 令和4年12月22日

3 監査の結果

上記出資団体において、出資目的にそって正しく事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、出資団体に対し出資者としての権利行使が適切に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター

市は、当該団体に対し基本財源の66.7%に当たる20,000千円を出捐している。

当該団体の令和3年度における決算状況は、施設の管理運営に係る指定管理料などによる104,266千円の収益に対し、地域産業技術振興事業や施設管理費などによる費用は104,466千円で、当期経常増減額は200千円の減少となり、一般正味財産期末残高は9,460千円となったところである。

この結果、指定正味財産期末残高30,000千円を加えた正味財産期末残高は39,460千円となったところである。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、経営成績及び財政状態は当期経常増減額が減少となっているものの、経理内容は適正であることが認められた。

公の施設の指定管理者監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、釧路市が公の施設の指定管理者に指定をした次の団体の令和3年度分について、実施したものである。

団体名	代表者名	公の施設名	指定期間	所管部課
社会福祉法人 釧路市社会福祉 協議会	会長 土井 英昭	釧路市障害者教養文化体育施設	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日	福祉部 障がい福祉課
一般財団法人 釧路市スポーツ 振興財団	理事長 藤澤 隆司	柳町ローラースケートコース 釧路市柳町スピードスケート場 釧路市柳町アイスホッケー場	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日	生涯学習部 スポーツ課
職業訓練法人 釧路地方職業 能力開発協会	会長 田中 安雄	釧路市労働者福祉センター	平成29年4月1日 ） 令和4年3月31日	産業振興部 商業労政課

2 監査の期間

令和4年10月24日 ～ 令和4年12月22日

3 監査の結果

上記団体において、当該公の施設の管理運営業務に係る協定等に基づき、当該施設の適正かつ円滑な管理運営が行われているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、指定管理者の指定に関する事務処理が関係条例等に基づき適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人釧路市社会福祉協議会

当該団体は、令和2年4月1日から当該施設の管理運営業務（令和3年度指定管理費16,412千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

(2) 一般財団法人釧路市スポーツ振興財団

当該団体は、令和2年4月1日から当該施設の管理運営業務（令和3年度指定管理費131,459千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

(3) 職業訓練法人釧路地方職業能力開発協会

当該団体は、平成29年4月1日から当該施設の管理運営業務（令和3年度指定管理費30,804千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

